

委 託 契 約 書

1. 委 託 番 号 及 び

委 託 業 務 名

2. 内容及び実施条件 別紙設計書、図面、仕様書のとおりとする。

3. 履 行 期 間 等

(1)履 行 期 間

日間

から令和 年 月 日まで

(2)着 手 期 限

令和 年 月 日

(契約の締結日又は履行期間の起算日から 日以内)

(3)完 成 期 限

令和 年 月 日 (履行期間の最終日)

4. 委 託 場 所

三島郡出雲崎町大字 地内

5. 委 託 金 額

¥ —

うち取引に係る消費税及び地方消費税額 ¥ —

「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の77第2号及び第72条の83の規定により算出したもので、契約金額に105分の5を乗じて得た額である。

6. 契約代金の支払

(1)前 金 払

しない

(2)部 分 払

しない

7. 契 約 保 証 金

免 除

8. そ の 他

上記の委託業務(以下「委託業務」という。)の実施に関し、本契約書の上記条件以外は出雲崎町財務規則並びに別紙委託契約条項及び本契約書添付の設計書、図面、仕様書等によって契約を締結し契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印してそれぞれ1通を保有する。

発注者 代表者 新潟県三島郡出雲崎町大字川西 140 番地

出雲崎町長 仙海 直樹 印

受注者 住 所

氏 名

印

委 託 契 約 条 項

(総則)

第1条 受注者は、この契約の定めるところにより、委託業務を誠実に履行し、発注者は、受注者による債務を履行しなければならない。

2 仕様書、図面又は設計書に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

3 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に委託業務に関する作業日程表の提出を求めることができるものとする。

4 発注者は、前項の作業日程表を審査し、不相当と認めたときは、受注者と協議して変更するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託等の禁止)

第3条 受注者は、この契約の履行について委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(承諾を求める手続き)

第4条 受注者は、前2条ただし書きにより発注者の承諾を得ようとする場合は、権利義務等の譲渡若しくは承継等又は下請若しくは委任に係る第三者との契約を証する書面を提示しなければならない。

2 前項の契約には、前2条ただし書きによる発注者の承諾を得たときにその効力を生じ及び当該契約の変更又は解除は、当該契約の当事者双方の連署による書面をもって発注者に届出(変更の場合はその承諾)なければその効力を生じないものの特約を設けなければならない。

3 受注者が死亡したときは、権利義務を相続した者又は受注者が法人である場合において他の法人と合併したときは、合併後の法人は、権利義務の承継を証する書面を発注者に提出するものとする。

(特許権等の使用)

第5条 委託業務の施行に特許権その他第三者の権利の対象となっている施行方法を使用するときは、受注者はその使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその施行方法を指定し、仕様書等に特許権その他第三者の権利の対象であることが明示されていない場合は、発注者は受注者に対してその使用に要した費用を支払わなければならない。

(監督員)

第6条 発注者は、この委託業務の施行について監督又は指示する職員(以下「監督員」という。)を指定し通知する。

2 監督員は、他の条項に定めるもののほか契約書等に定められた範囲内において、委託業務に必要な監督若しくは指示を行う。

(主任技術者)

第7条 受注者は、委託業務施行の技術上の管理をつかさどる主任技術者を定め、書面をもって発注者に通知しなければならない。

(仕様書、設計等と不適合の場合の改造義務)

第8条 委託業務の施行が図面、仕様書又は設計書等に適合しないときにおいて、発注者がその改造を要求したときは、受注者はこれに従わなければならない。ただし、このために委託金額を増し又は履行期限を延長することはできない。

(委託業務の変更、中止等)

第9条 発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、施行を一時中止し又は打ち切ることができる。この場合において履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

2 前項の場合に委託金額を変更する必要があるときの当該変更金額又は委託業務を打ち切る場合の金額は、別表により算出するものとする。

3 第1項の場合において受注者が損害を受けたときは、発注者がこれを賠償しなければならない。この場合賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の請求による履行期限の延長)

第10条 受注者は、委託業務に支障を及ぼす天候の不良その他正当な理由により、履行期限内に委託業務を完成することができないときは、発注者に対してその理由を明示し、履行期限の延長を求めることができる。この場合の延長日数は、発注者と受注者とが協議して定める。

(一般的損害)

第11条 第13条による委託業務完成の検査に合格する以前の委託目的物について生じた損害、その他委託業務の施行に関して生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、当該損害が発注者の責めに帰する理由によるものであるときは、発注者の負担とする。

(第三者の損害)

第12条 受注者は、委託業務の施行により第三者に損害を及ぼしたときは、その責めに任ずるものとする。ただし、その原因が発注者の責めに帰する理由によるものであるときは、発注者がその責めに任ずるものとする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務が完成したときは、書面により発注者にその旨を届け出なければならない。

2 発注者は、前項の届出書を受理したときは、その日から起算して10日以内に検査を行い、検査に合格したときをもって委託業務の引渡しを受けたものとみなす。

3 検査に合格しないときは、受注者は自己の負担で発注者の指定する期間内にこれを補修又は改造して発注者の検査を受けなければならない。

4 前項の場合に第2項の規定による検査を行ったときその期間の計算は、発注者が受注者から当該補修、改造を終了した旨の届出を受けた日から起算する。

(委託金額の支払い)

第14条 受注者は、前条第2項の規定による検査に合格したときは、所定の手続きに従って委託金額の支払いを請求する。

2 発注者は、前項の請求があったときは、その請求を受けた日から起算して30日以内に支払わなければならない。

(部分使用)

第 15 条 発注者は、委託業務の一部が完成した場合に、その部分の検査を行い、合格と認めるときは、その合格部分全部又は一部を受注者の同意を得て使用することができる。

2 発注者は、必要があるときは、委託業務の未完成の部分についても受注者の同意を得て、これを使用することができる。

3 前 2 項の場合において、発注者はその使用部分について保管の責めを負わなければならない。

4 第 1 項又は第 2 項の場合において、発注者の使用により受注者に損害を及ぼしたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(履行遅滞による損害)

第 16 条 発注者は、受注者の責めに帰する理由により、契約期間内に委託業務を完成することができない場合において、期間後に完成する見込みのあるときは、受注者から違約金を徴して履行期限を延長することができる。

2 前項の違約金は、その遅滞日数 1 日につき委託代金の千分の一の額とする。

3 第 1 項の違約金は委託代金支払いの際、その支払額から控除する。

4 発注者の責めに帰する理由により第 14 条第 2 項による委託代金の支払いが遅れた場合は、受注者は発注者に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条の規定により指定された率による遅滞利息の支払いを請求することができる。

(発注者の解除権)

第 17 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 受注者の責めに帰する理由により、この契約の履行期限内又は期限後相当の期間内に委託事業を完成する見込みがないと認められるとき。

(2) 正当な理由がないのに、この契約の着手期限までに委託業務に着手しないとき。

(3) 第 3 条に違反して第三者に一括委任し又は一括下請負させたとき。

(4) 第 8 条に違反して発注者の改造要求に応じないとき。

(5) 受注者が第 19 条第 1 項各号の理由によらないで、この契約の解除を申し出たとき。

(6) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められ

るとき。

カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 2 発注者は、第1項各号によりこの契約を解除し、これによって損害を受けた場合は、委託金額の百分の十以上の違約金を受注者から徴収することができる。ただし、発注者が没収することとなる受注者の契約保証金があるときは、徴収すべき違約金額を委託金額の百分の十以下とすることができる。

（発注者の任意解除権）

第18条 発注者は、委託業務が完成しない間は、第17条第1項の場合のほか、必要がある場合には、この契約を解除することができる。

- 2 第1項によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を生じたときは、発注者はこれを賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（受注者の解除権）

第19条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由のあるときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第8条により委託業務の内容を変更したため委託金額の三分の一以上減少したとき。
- (2) 第9条第1項により委託業務を中止し、その期間が2月以上に達したとき。
- (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反により委託業務を完成することが不可能となるに至ったとき。

- 2 第18条第2項の規定は、前項により契約解除した場合に準用する。

（臨時検査）

第20条 発注者は、必要があるときは、委託業務の施行の途中において、随時その職員をして検査させることができる。

（監督又は検査の委託）

第21条 発注者は、必要があると認めるときは、発注者の職員以外の者に委託して検査をさせることができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は委託事項及び委託を受けた者を受注者に通知しなければならない。

（秘密の保持）

第22条 受注者は、委託業務の実施により知り得た秘密を第三者に洩らしてはならない。

（契約条項外の事項等）

第23条 この契約条項に定めのない事項及びこの契約条項の解釈に関し疑義を生じたときは、発注者と受注者とが協議して定める。

- 2 この契約条項による通知、請求、承諾、協議等は軽易なもの又は緊急を要するものを除き、発注者の指定する様式による書面とするものとする。

別 表

項 目	適用条文	算 式	摘 要
委託金額を 変更する場 合	第 9 条 第 2 項	○第 1 回目の変更の場合 $[\text{変更設計価格} \times \text{元委託額} \div \text{元設計額}] \times 1.05$ =変更後の委託額 ○第 2 回目（以降）の変更の場合 $[2 \text{ 回目（以降）変更設計額} \times \text{元委託額} \div \text{元設計額}] \times 1.05 = 2 \text{ 回目（以降）変更後の委託額}$	左の算式中、括弧内の計算の結果、千円未満の端数を生じたときは特別の事情がある場合を除き、これを切り捨てる。
委託を打切 る場合	同 上	○ $[\text{出来形査定設計額} \times \text{委託金額} \div \text{設計額}] \times 1.05$ =打切後の最終委託契約額	同 上
契約を解除 する場合	第 17 条 第 18 条 第 19 条	○ $[\text{出来形査定設計額} \times \text{委託金額} \div \text{設計額}] \times 1.05$ =委託代金相当額	同 上